

平成27年度第24回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成28年3月22日
担当部・課：総務部危機対策課〔内線4155〕

①件名
兵庫県芦屋市との災害時相互応援に関する協定締結について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 大震災時には、応急対策、復旧対策等、迅速な災害対応が必要とされることから、関係各機関との災害時応援協定の締結が望まれる。 【目的】 災害時における救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れの相互応援を行い、もって住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 (1) 災害対策基本法 (2) 石巻市地域防災計画 第1章 第2節 基本方針 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成23年4月～継続的な職員派遣をはじめ、物心両面にわたる多大な支援をいただいた。 平成27年4月～平成28年2月に両市の災害協定について協議した。 平成28年3月11日（金）市役所6階 第3・4委員会室にて「災害時相互応援協定」締結
⑤主な内容
【協定内容】 芦屋市と石巻市とは、いずれかの地域内においての災害が発生した場合に災害対策基本法の趣旨を踏まえ、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。 (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器材の提供 (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 上記のほか、特に要請のあった事項

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

大規模災害時における応急対策及び復旧対策が円滑になり、迅速な災害対応が可能となることが期待される。

⑦他の自治体の政策との比較検討

⑧今後の予定及び施行予定年月日

⑨その他

本市の災害時協定締結状況（平成 28 年 3 月 1 日現在）

内訳	協定数	備考
自治体間相互応援協定	13 協定 (16 自治体及び宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県ひたちなか市 ・東京都葛飾区 ・秋田県湯沢市 ・山形県河北町、徳島県藍住町 ・大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市 (みちのくウエストライン) ・熊本県八代市 ・香川県丸亀市 ・長野県諏訪市 ・女川町、東松島市 ・宮城県 ・神奈川県平塚市 ・東京都中央区 ・東京都狛江市
支援協力に関する協定	84 協定	<ul style="list-style-type: none"> ・各民間企業関係 ・郵便局、石巻専修大学、医師会等
広域関連団体災害協定	2 協定	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻警察署 ・河北警察署 ※警察署使用不能時の施設利用協定

※広域消防および広域水道で他団体と 10 協定あり